

「介護予防・生活支援サービス事業」の基準、報酬等（案）に対する 市民意見募集（パブリックコメント）の実施について

1 趣旨

平成27年4月の介護保険法改正により、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」（同法第115条の45第1項に規定。以下「新しい総合事業」という）が創設された。これにより、これまでの全国一律の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、それぞれの市町村がサービスの内容や基準等を独自に定める「新しい総合事業」に移行することとなった。

平成29年4月からの「新しい総合事業」を実施するにあたり、「介護予防・生活支援サービス事業」の基準や報酬等の（案）を市民に提示し意見を聴取して、事業実施に向けた参考とする。

2 募集期間

平成28年8月25日（木）から9月23日（金）まで

3 配布資料

- (1) 「介護予防・生活支援サービス事業」の基準や報酬等（案）についてご意見をお寄せください（別紙1）
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業【訪問型サービス・通所型サービス】サービス類型（別紙2）
- (3) 仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」について（別紙3）

4 募集方法

- (1) 市役所本庁舎1階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、区役所障害高齢課および総合支所保健福祉係、市役所本庁舎8階介護保険課、地域包括支援センター、仙台市福祉プラザ、シルバーセンターでの資料配布
 - (2) 市政だより（9月号）でパブリックコメント実施のお知らせを掲載
 - (3) 市ホームページへの掲載
- 募集意見は介護保険課EメールアドレスやFAX、郵送（様式自由）で提出。

5 実施後の活用

10月下旬までに、意見の取りまとめを行い、本事業実施に向けた参考として取り扱うものとする。